

第3次平川市障がい者計画、第8期平川市障がい福祉計画及び第4期平川市障がい児福祉計画策定業務公募型プロポーザル（書類審査）実施要領

1 趣旨

この実施要領は、第3次平川市障がい者計画、第8期平川市障がい福祉計画及び第4期平川市障がい児福祉計画策定について、平川市の障がいを持つ方をめぐる環境やニーズの変化及び制度の多様化に対して、効果的な施策を行うための根幹となる新たな計画の策定に際し、事業者の企画力及び専門知識等を活用することにより、より一層の精度の高い内容とするべく、本業務の受託候補者を公募型プロポーザル（書類審査）により選定するのに必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務の名称

第3次平川市障がい者計画、第8期平川市障がい福祉計画及び第4期平川市障がい児福祉計画策定業務

(2) 発注方式（契約方法）

公募型プロポーザル（書類審査）方式により最適の提案をした者を優先交渉権者とし、本市と契約内容の協議を行うものとする。なお、優先交渉権者との協議において、両者が合意に至らなかった場合は、次点者との協議を行うものとする。

(3) 業務内容

別紙業務委託仕様書のとおり。

(4) 業務期間

契約締結日から令和9年2月28日まで

(5) 提案限度額

7,073,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）以内とする。

※上記金額は、業務内容の規模を示すためのものであり、見積書に記載する金額は、上記提案限度額を超えてはならない。

(6) 業務担当部署及び問い合わせ先

担当課 平川市健康福祉部福祉課 地域共生推進係

住所 〒036-0104 青森県平川市柏木町藤山25番地6

担当 工藤

連絡先 TEL 0172-44-1111（内線1213）

FAX 0172-44-8619

Email fukushi@city.hirakawa.lg.jp

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、以下の要件をすべて満たしている者とする。なお、本プロポーザルへの参加形態については単体企業とし、共同企業体等での参加は認めない。

- (1) 企画提案書締切日において、令和8年度平川市入札参加資格者名簿（物品・役務）に登載されていること。
- (2) 公示日において、地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア このプロポーザルの実施公告の日以降に、民事再生法（平成11年法律第255号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
 - イ このプロポーザルの実施公告の日以降に、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者
- (4) 国税及び地方税（市内に本社・本店又は支社・本店より入札及び契約に関する委任状を受けた支店・営業所がある場合）に滞納がないこと（徴収猶予の扱いを受けている者を除く）。
- (5) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を現在および過去において有しているものでないこと。

4 スケジュール

(1) 内容及び期日

- ア 実施要領等の公表（市ウェブサイト上） 令和8年4月1日（水）
- イ 企画提案書質問の受付締切 令和8年4月7日（火）17時まで
- ウ 質問回答日 令和8年4月10日（金）
- エ 参加表明書の提出期限 令和8年4月15日（水）17時まで
- オ 企画提案書の提出期限 令和8年4月28日（火）17時まで
- カ 結果通知 令和8年5月7日（木）（予定）
- キ 契約締結 令和8年5月8日（金）（予定）

5 参加表明手続

本プロポーザルへの参加申込者は、参加表明書（様式1）、会社概要調書（様式2）及び直近の財務状況のわかる書類（任意様式）及び租税公課を滞納していないことがわかる公的証明書類（租税公課の納税証明書等、提出期限から起算して過去1か月以内に発行されたもの、写し可）を提出するものとする。なお、参加表明書を提出後に参加辞退する場合は、参加辞退届（様式8）を提出すること。

- ア 提出部数 各1部
- イ 提出期限 令和8年4月15日（水）17時まで（必着）
- ウ 提出場所 平川市健康福祉部福祉課 地域共生推進係
- エ 提出方法 直接持参又は郵送

6 質問の受付及び回答

本プロポーザルでは説明会を実施しないため、本実施要領及び仕様書等の内容について不明な点が生じた場合は、次のとおり対応する。

（1）企画提案質問書（様式7）の提出

- ア 提出期限 令和8年4月7日（火）17時まで
 - イ 提出方法 電子メール fukushi@city.hirakawa.lg.jp
- ※電話での質問は不可。質問がある場合のみ提出すること。

（2）企画提案質問書（様式7）の回答

- ア 回答日 令和8年4月10日（金）
- イ 回答方法 質問者に電子メールで回答するとともに当該内容を平川市ホームページに掲載する。
- ウ 留意点 なお、質問に対する回答は、本業務の実施要領や仕様書に記載する内容の追加又は修正とみなす。

※質問は、参加表明、企画提案書等の作成・提出に必要な事項及び業務実施に係る事項に限るものとし、評価・審査に係る質問及び提案内容に係る質問は一切受け付けない。

7 企画提案書の提出

（1）提出物

下記のとおり。提案数は1者につき1案に限るものとし、提出期限以降の企画提案書等の再提出、差替え等は認めない。また、提出書類の返却は行わないものとする。

- ア 企画提案書鑑（様式3）
- イ 企画提案書
- ウ 類似契約実績書（様式4）

- エ 業務実施体制調書（様式5）
- オ 業務責任者実績書（様式6）
- カ 見積書（様式任意）

（2）企画提案書の形式

提案者は、仕様書を熟読し具体的な支援方法について創意工夫を持ち作成すること。

- ア 用紙サイズはA4判とする。※図表等の場合はA3可、折込必要
- イ 任意様式とする。枚数は任意とする。
- ウ 日本語表記でフォント11ポイント以上であること。（図表等は除く）
- エ 印刷色は、カラー、モノクロを問わない。
- オ 文書を補完するための写真、イラストの使用は任意とする。

（3）企画提案書の提出

- ア 提出部数は、7部（正1部、副6部）とする。
PDF化したファイルも提出すること。
- イ 本要領2（6）に掲げる担当課へ持参もしくは郵送にて提出すること。
PDF化したファイルは下記URLへ提出すること。
fukushi@city.hirakawa.lg.jp
- ウ 提出期限 令和8年4月28日（火）17時まで（必着）
- エ 提出された企画提案書等は、当該審査以外に無断で使用することはない。ただし、情報公開請求があった場合には平川市情報公開条例に基づき対応する。

8 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- （1）参加資格を満たしていない場合
- （2）提出書類に虚偽の記載があった場合
- （3）実施要領等で示された提出期限、提出方法、提出書類作成時の留意事項等の条件に適合しない場合。
- （4）選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

9 企画提案の選定選考方法

- （1）審査項目は、次に示す評価配点により、「第3次平川市障がい者計画、第8期平川市障がい福祉計画及び第4期平川市障がい児福祉計画策定業務委託事業者候補選定プロポーザル審査委員会」（以下、「委員会という。」）を設置し、総合的に、公平かつ客観的に審査を行うものとする。

評価項目	評価の着眼点	評価基準	配点
①業務実施体制	業務実施体制の充実	業務遂行に必要な専門的な知識やノウハウを有した人材が配置されているか	10点
②企画提案	知識・理解の深度	関連法・制度への知識、国県動向及び障害者施策情勢を把握しているか、他分野関連施策の動向を把握しているか	10点
	提案内容の的確性	本仕様書を満たした内容となっているか、また、本業務遂行のポイントが的確にまとめられているか	10点
	提案の独創性	独自のノウハウを生かした本業務遂行に資する支援手法の提案はあるか	10点
	スケジュール	本業務遂行に際して、適切なスケジュールの設定や進捗管理体制がとられているか	10点
	地域自立支援協議会へのアプローチ	協議会を円滑かつ効果的に進めるための具体的な方策等が提案されているか	10点
	編集・表現	分かりやすく、見やすい内容となるよう工夫された提案がされているか	10点
③個人情報保護	第三者における認定・認証の有無等	プライバシーマーク等の所持並びに提供・収集・作成した情報の保存・保管について適切な処置を講じているか	10点
④業務実績	業務実績	同種・類似業務の受注実績が複数あるか	10点
⑤価格	見積価格	見積限度額との整合性があり、提案内容に対し妥当な価格であるか	10点
合計			100点

(2) 総合点数が同点である場合は、「企画提案」の合計得点が最多点数の者を受託候補者とする。

(3) (2) の合計点数が同点の者が2者以上ある場合は、「見積価格」が安い者を受託候補者として選定する。

(4) (3) においても同点の者が2者以上あるときは、委員会により総合的に判断して順位を決める。

※なお、参加事業者が1者であっても、本プロポーザルを実施する。

(5) 結果通知

ア 日程 令和8年5月7日(木)(予定)

イ 方法 参加事業者に電子メールで通知する。また、選定結果通知の翌日以降に市ウェブサイト公表する。

※審査経過に関する質問等は、一切受け付けない。

(6) 優先交渉権者の特定

ア 審査の結果、受託候補者受託候補者を第1位の優先交渉権者として決定する。本プロポーザルでの内容や見積額等が最終決定ではないため、契約締結前の協議において両者が合意に至らなかった場合には、次点者と協議を行う。

イ 参加表明者が1者であった場合でも、本業務における委託者選定は有効とする。

(7) 最低基準点の設定

総合点数における満点の60%に満たない場合は、契約予定者から除外する。

10 契約

本市と優先交渉権者は、平川市財務規則に定める随意契約の手続により、改めて見積を行い、契約を締結する。本業務仕様書は、優先交渉権者優先交渉権者が提出した企画提案書等をもとに作成するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、本市と優先交渉権者優先交渉権者との協議により、提案内容を一部変更した上で業務仕様書を作成することがある。この場合において、優先交渉権者権者との協議が整わなかった場合には、次点者と協議を行うものとする。

11 その他

書類の作成、郵送料等、本件に係る全ての費用は事業者の負担とする。